

加盟店登録要領 4.4 を抜粋

4.4 消費者還元の対象外となる取引

4.1 の中小・小規模事業者等に該当する場合であっても、下記の取引については本事業の補助の対象外とする。仮にこれらの取引に消費者還元が行われたことが発覚した場合は、補助金の返還を求める。

- ①消費税法別表第二の一～五に規定する有価証券等、郵便切手類、印紙、証紙及び物品切手等の販売
- ②全ての四輪自動車（新車・中古車）の販売
- ③新築住宅の販売
- ④当せん金付証票（宝くじ）、スポーツ振興投票券（スポーツ振興くじ）、勝馬投票券（競馬）、勝者投票券（競輪）、舟券（競艇）及び勝車投票券（オートレース）の販売
- ⑤収納代行サービスや代金引換サービスに対する支払い
- ⑥給与、貸金、寄付金、祝金、見舞金、補助金、保険金、共済金、株式の配当金やその他の出資分配金の支払い
- ⑦キャンセルにより存在しなくなった原因取引に対する支払い
- ⑧その他本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省及び補助金事務局が判断するものに対する支払い

（注）以下の取引については消費者還元の対象となる。

- （ア）二輪自動車（新車・中古車）の販売
- （イ）酒類の販売
- （ウ）著作物（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用 CD）の販売
- （エ）たばこの販売

※たばこの販売については、下記の事項について遵守できる場合のみに限る

- ・本事業のポイント付与等（フランチャイズチェーン加盟店等については2%、それ以外の中小・小規模事業者の店舗については5%）に加えて、小売販売業者の負担でポイント付与等を行うことは認められない。
- ・本事業に参加するフランチャイズチェーン等において、補助の対象外となるチェーン本部の直営店等で当該事業と同様のポイント付与等を実施する場合、当該直営店等において、たばこをポイント付与等の対象とすることは、たばこ事業法の趣旨に反するものではないが、この場合においても、当該事業のポイント付与等と異なるポイント付与等を小売販売業者の負担で行うことは認められない。

【参考】財務省 HP:「キャッシュレス・消費者還元事業におけるたばこの取扱いについて」

https://www.mof.go.jp/tab_salt/tobacco/cashless.html